

あさぎり町テレワーク拠点整備に伴う広報等に係るホームページ作成業務委託 業務委託仕様書

1 業務委託名

あさぎり町テレワーク拠点整備に伴う広報等に係るホームページ作成業務委託

2 業務の目的

本業務は、あさぎり町(以下「本町」という。)が令和4年度にデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、旧上保健センターの改修を行い、本町の関係人口の増加を図るための拠点施設を整備するとともに、整備後の当該施設の有効活用と、誘客促進を図るために当該施設の広報等に係るホームページを作成し、将来的に新しいビジネスモデルの創出及び、関係人口の増加、町内への移住定住の促進に向けて実施するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和5年9月29日(金)まで

4 業務内容

○ テレワーク拠点施設広報等に係るホームページ作成

業務の実施にあたっては、本事業が、本町におけるテレワーク拠点施設を活用した新しいビジネスモデルの創出又は、関係人口の拡大による地域活性化につながるものである点に留意すること。

なお、プロポーザルでの提案内容をもとに委託者と協議を行い、ホームページの構成や記載事項等の内容を決定し、当該協議内容を踏まえた設計・デザインの案を企画政策課(以下、「委託者」という。)に対して提案すること。また、受託者はホームページの作成に先立って、当該サイトの格納先であるサーバ領域及び当該サイトの独自ドメインを取得し、委託者の求めに応じてその情報を共有すること。

<基本方針>

次のホームページ作成基本方針に基づいて本業務を実施すること。

- ・ テレワーク拠点施設の魅力・利便性・特色を効果的に発信できるホームページであること。魅力等の伝達に当たっては、図や画像を積極的に活用したものとすること。
- ・ 利用者が必要とする情報に簡単に辿り着くことができるサイト構成とし、必要に応じてナビゲーションを追加するなどすること。
- ・ 利用を検討する者が内容を確認した後、ホームページ上で利用の申込みまで完結する仕組みとすること。

- ・ PCのみならずスマートフォンやタブレットなど各種情報端末における閲覧の際にも見やすいデザインとすること。
 - ・ SNSや他のアプリケーション等と連携のとれたホームページであること。
 - ・ 将来的な拡張性が確保されており、柔軟性の高いホームページであること。
- 詳細は以下のとおり。

① ホームページの概要

本町が整備を予定しているテレワーク拠点施設は、改修工事のため、当該ホームページ作成期間中の利用・撮影等はできないが、拠点工事完了後の運用を想定の上、誘客促進につながる本町ならではのホームページとすること。なお、工事完了後でなければ記載ができない部分については、追って記載が可能となるよう領域を構築し、今後記載することがわかる旨表示すること。

② ホームページ掲載項目(必須項目)

次の事項についてはホームページに記載する必須項目とすることとする。なお、次の事項以外の掲載項目(任意項目)については、委託者との協議により、契約締結後に決定する。なお、必須項目の具体的なイメージについては、別紙1を参照のこと。

ア テレワーク拠点施設ホームページトップページ

トップページ中には、おしらせ・拠点内各設備の利用状況・料金表・利用者クチコミ・公式SNSへのリンクを掲載する領域等を記載すること。また、ホームページ上部等にタブを設け、下記イ〜ケへ遷移できる仕組みとすること。当該タブについては、閲覧画面上に固定的に表示される仕組みとすること。

なお、タブの項目については、委託者との協議により、必要に応じて下記以外についても追加を求める場合がある。

イ テレワーク拠点施設の概要記載ページ

当該テレワーク拠点整備の背景や趣旨、運営にあたってのテーマ等を記載したページを構築すること。あわせて、利用した際のイメージがわくような図や写真等を複数掲載すること。

ウ おしらせ記載ページ

テレワーク拠点施設の運営者からのお知らせ等を一覧することが可能なページを構築すること。

エ 施設案内記載ページ

当該施設のフロアマップ及び同施設で利用可能な設備を一覧することが可能なページを構築すること。なお、フロアマップ上には、部屋ごとにどのような利用が可能か等の情報が記載されていること。

オ 利用方法記載ページ

利用に当たって必要となる手続について視覚的に把握しやすい記載を含んだページを構築すること。また、利用に要する料金表についても記載すること。

カ ブログ記載ページ

テレワーク拠点施設の運営者が作成するブログ記事を掲載することが可能なページを構築すること。

キ アクセス記載ページ

テレワーク拠点施設までの交通手段等アクセス方法について、閲覧者が容易に把握可能な記載を含んだページを構築すること。

ク お問い合わせページ

テレワーク拠点施設の運営者への問い合わせ用ページを構築すること。なお、問い合わせ方法は、ホームページフォーム・メール・電話等とする。

ケ 利用申込ページ

ホームページ上からテレワーク拠点施設の各種利用申込を可能とするページを構築すること。個人情報等の取扱いが予想されるため、関連する個人情報保護法令に抵触しないよう必要な説明等をページ内に記載すること。

コ 利用者の声ページ

テレワーク拠点施設の利用者が感想・評価を投稿することができ、当該投稿を掲載可能なページを構築すること。なお、投稿内容については、表示前にホームページを管理する者において確認することが可能なものとし、不適切な内容が含まれる場合には、掲載の有無を選択できるものとする。

サ 管理ページ

ホームページ全体について、編集等を可能とする管理ページを構築すること。管理ページについては、管理者としての権限を有する者のみがアクセス可能なものとし、管理者には管理者としての権限を他者に付与することも可能なものとする。

③ ホームページの運営について

本件業務委託の成果物であるホームページの運営(更新・編集)に当たっては、ホームページ作成・運営に係る卓越した知識を有さない者であっても容易に更新・編集等が可能な仕様(CMS等)とすること。また、更新・編集等作業に係るマニュアルも作成し、本業務委託の成果物のひとつとして納品すること。

必要に応じて、テンプレート等の設計・制作も行うこと。

④ ホームページへの接続方法について

ホームページへの接続は、通信を暗号化するhttps通信のみを接続可能とする。

⑤ 施設予約機能について

※ 外部システムの利用は可とするが、納品後、1年間は相互の動作を保証すること

施設予約機能を有すること。施設予約機能は以下の機能を有すること。

- ・ ユーザー登録時の、メール認証機能
- ・ 予約は、30分単位(これより短い時間も可)で行える。
- ・ 予約対象施設の追加・修正・削除が行える機能
- ・ 当日～6ヶ月後までの予約を行える機能
- ・ 当日の利用状況をホームページトップページに表示させる機能
- ・ 過去2年間の履歴を表示できる機能
- ・ 2年前～6ヵ月後までのデータ(データベースに登録されているカラム単位)をCSV出力できる機能
- ・ 将来決済機能を追加できる拡張性。

5 納品

成果物は、次の要件で事務局に納品すること。

- (1) 報告書(紙媒体1部、電子媒体1部)
 - ・ ホームページサイトマップ
- (2) ホームページデータのサーバ設定情報及びデータ設置確認書
 - ・ ホームページ本番環境設定が確認できるもの。
- (3) ホームページ操作手順書(電子媒体1部)

6 業務体制

- (1) 受託者は、あらかじめ委託者とスケジュールを調整し、作業計画書及び工程表を提出すること。
- (2) 受託者は、責任者を明確にし、本業務を遂行するに当たり、必要な体制及び人材(担当者)を確保すること。
- (3) 受託者は、本業務の目的を達成するため、打ち合わせを密にした上で、打ち合わせ内容を要約した記録簿を作成すること。
- (4) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを委託者に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

7 業務報告

受託者は本業務の遂行状況について、本町に随時報告を行うこと。また、業務終了後、業務完了報告書(任意様式)を提出すること。

8 再委託の禁止

再委託は原則認めない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

9 契約の解除

本町及び本業務の受託者は、相手方が本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにも関わらず、当該違反が是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本条による契約の解除は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

10 その他

- (1) 本契約に基づく成果物の所有権は、本町へ成果物の引き渡し完了したときに移転するものとし、成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び28条に規定する権利を含む。)は成果物の引き渡しをもって本町に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
- (2) 本契約の履行に当たり、第三者が権利を有する著作物がある場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うこととする。
- (3) 受託者は、本契約の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (4) 受託者は、本契約の履行に当たり、誤謬等が生じた場合は、受託者が確実に責任をもって速やかに対応するものとする。
- (5) 受託者は、本契約の履行に当たり、知り得た機密、個人情報等をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (6) 受託者は、本契約の履行に基づく業務を処理するため、本町から提供された資料等を本町の許諾なく複写又は複製してはならない。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、本町と協議の上、決定すること。